

# 岡山市スポーツ推進委員に関する規則

平成27年3月24日

市規則第65号

(趣旨)

第1条 この規則は、スポーツ基本法（平成23年法律第78号）第32条第2項の規定に基づくスポーツ推進委員（以下「推進委員」という。）の職務その他推進委員に関し、必要な事項を定めるものとする。

(職務)

第2条 推進委員は、住民のスポーツを推進するため、その分担する地域において、次の職務を行う。

- (1) 住民に対してスポーツの実技の指導を行うこと。
- (2) 住民のスポーツ活動の促進のための組織の育成を図ること。
- (3) 学校、公民館等の教育機関その他行政機関の行うスポーツの行事又は事業に関し、協力すること。
- (4) スポーツ団体その他の団体が行うスポーツに関する行事又は事業に関し、求めに応じ協力すること。
- (5) スポーツについての住民の理解を深めること。
- (6) スポーツの推進のための事業の実施に係る連絡調整を行うこと。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、住民のスポーツの推進のための指導及び助言を行うこと。

2 前項に規定する推進委員が分担する地域は、市長が定める。

(定数)

第3条 推進委員の定数は、200人以内とする。

(任期)

第4条 推進委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 前項の規定にかかわらず、補欠の推進委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 市長は、前2項の規定にかかわらず、特別の事由があると認めるときは、任期中においても推進委員を解嘱することができる。

(服務)

第5条 推進委員は、その職務を遂行するに当たり、相互に密接に連絡し、協力しなければならぬ。

2 推進委員は、その職の信用を傷つけ、又はその職全体の不名誉となるような行為をしてはならぬ。

(研修)

第6条 推進委員は、常にその職務を行うために必要な知識及び技術の修得に努めなければならぬ。

(委任)

第7条 この規則の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。